

【建設委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律案1件であり、成立した。

また、付託請願3種類17件について審査を行い、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

建築物の耐震改修の促進に関する法律案は、本年1月の阪神・淡路大震災以降、建設省が専門の調査委員会を設置し、建築物の倒壊状況を調査した結果、特に昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の被害が顕著であったことにかんがみ、現行の耐震基準に適合しない既存の建築物の耐震改修を全国的な課題として早急に推進することが是非とも必要であるとの考えから提出されたものである。

その内容は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、多数の者が利用する特定建築物の耐震診断及び耐震改修についての所有者の努力義務、建設大臣による指針の策定並びに所管行政庁による助言、指導及び指示について定めるとともに、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画を認定してこれに対し建築基準法の特例の適用及び金融上の助成を行う等建築物の耐震改修の促進のための措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

(2) 委員会経過

○平成7年10月17日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。

○平成7年10月19日（木）（第2回）

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について森建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、池端国土庁長官、政府委員及び建設省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第9号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、さき
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年12月14日（木）（第3回）

- 請願第63号外16件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
9	建築物の耐震改修の促進に関する法律案	衆	7.10.6	7.10.18 (予備)	7.10.19 可決 附帯決議	7.10.20 可決	7.10.11	7.10.19 可決	7.10.19 可決

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

建築物の耐震改修の促進に関する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定建築物の所有者の努力

多数の者が利用する一定の建築物で耐震関係規定に適合していないもの（以下、「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならないものとする。

2 耐震診断及び耐震改修の指針

建設大臣は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針を定め、公表するものとする。

3 指導及び助言並びに指示等

(1) 所管行政庁は、特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができるものとする。

(2) 所管行政庁は、不特定かつ多数の者が利用する一定の特定建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、その所

有者に対し必要な指示をすることができるものとするとともに、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に立入検査を行わせることができるものとする。

4 建築物の耐震改修の計画の認定

建築物の耐震改修をしようとする者は、耐震改修の計画を作成して所管行政庁に認定を申請することができるものとし、所管行政庁は、当該計画が一定の基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができるものとする。

5 認定建築物に係る特例

- (1) 計画の認定に係る建築物については、既存不適格建築物の不適格事項に係る制限の緩和等建築基準法の特例措置を講ずるものとする。
- (2) 計画の認定を受けて住宅の耐震改修を行う者に対し、住宅金融公庫の資金の貸付けの特例措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 国及び地方公共団体は、自らが所有する建築物の耐震診断及び耐震改修に可能な限り努めること。
 - 2 国及び地方公共団体は、民間の建築物の耐震診断及び耐震改修を支援するための助成制度の充実・強化を図るよう努めること。
 - 3 耐震診断及び耐震改修を円滑に推進するため、耐震診断を行う技術者を育成し、その確保に努めること。
- 右決議する。